

第14回 宮田町・若宮町合併協議会 会議次第

平成17年12月7日
若宮町中央公民館

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告事項

- 報告第11号 市長職務執行者の選任について
- 報告第12号 指定金融機関等について
- 報告第13号 暫定行政委員会委員について
- 報告第14号 宮田町・若宮町合併協議会の廃止について

4. その他

5. 閉 会

第 14 回

宮田町・若宮町



合併協議会

協議資料

目 次

	ページ
報告事項	
報告第11号 市長職務執行者の選任について……………	1
報告第12号 指定金融機関等について……………	3
報告第13号 暫定行政委員会委員について……………	5
報告第14号 宮田町・若宮町合併協議会の廃止について……………	8

報告 第11号

市長職務執行者の選任について

宮若市長職務執行者の選任について、次のとおり定めたので報告する。

宮若市長職務執行者
宮田町長 渡 辺 豊 利

平成17年12月7日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会 長 渡 辺 豊 利

鞍手郡宮田町、同郡若宮町の廃置分合に係る職務執行者に関する協議書

平成18年2月11日から鞍手郡宮田町、同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2の規定に基づき、下記のとおり職務執行者を定める。

記

1. 職務執行者

鞍手郡宮田町長 渡辺 豊利

2. 任期

宮若市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

平成17年12月7日

若宮町長 宝部 義信

宮田町長 渡辺 豊利

報告 第12号

指定金融機関等について

新市の指定金融機関の取扱いについては、株式会社 福岡銀行とする。

平成17年12月7日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡辺 豊利

資 料

金融機関の指定

地方自治法

第 2 3 5 条第 2 項

市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

第 1 6 8 条第 2 項

市町村は、地方自治法第 2 3 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、1 つの金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。(指定金融機関)

報告 第13号

暫定行政委員会委員について

暫定行政委員会委員について、別紙のとおり報告する。

- ・ 暫定選挙管理委員会
- ・ 暫定教育委員会
- ・ 暫定固定資産評価審査委員会
- ・ 農業委員会

平成17年12月7日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡辺豊利

(別紙)

暫定選挙管理委員会委員

暫定選挙管理委員会委員予定者について

- ・旧委員の中から、暫定委員4名を互選により選出。
- ・新市の議会において正式に選任されるまでの間、在任

関係法令

地方自治法

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以ってこれを組織する。

地方自治法施行令 抜粋

第4条 普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者を充てるものとする。

暫定教育委員会委員

暫定教育委員会委員予定者について

- ・職務執行者が旧委員の中から5名を臨時に選任。
- ・新市が招集する最初の議会の会期末まで在任。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第2条 都道府県、市町村に教育委員会を置く。

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。

同施行令 抜粋

第18条 市町村の設置があった場合は、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任する、……

暫定固定資産評価審査委員会委員

暫定固定資産評価審査委員会委員予定者については、次のとおりとする。

氏名	現職名
三村 博人	固定資産評価審査委員
中島 治男	固定資産評価審査委員
森部 清司	固定資産評価審査委員（不動産鑑定士）

- ・新市の議会において正式に選任されるまでの間、在任

関係法令

地方税法

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員は3人以上とし、条例で定める。

（第3項～7項省略）

8 当該市町村の地域の属していた関係市町村の、固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものを充てることができる。

農業委員会

- ・農協・共済・土地改良区の推薦委員は合併後に職務執行者が選任。
- ・議会推薦委員は、新市の議会において推薦（4名）され選任
- ・選挙による委員は在任特例により、平成18年8月9日まで在任

報告 第14号

宮田町・若宮町合併協議会の廃止について

宮田町・若宮町合併協議会の廃止について報告する。

平成18年2月11日から鞍手郡宮田町、同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を設置することに伴い、平成18年2月10日をもって、宮田町・若宮町合併協議会を廃止する。

平成17年12月7日提出

宮田町・若宮町合併協議会
会長 渡辺豊利

宮田町・若宮町合併協議会廃止の手続きについて

1. 根拠法令

地方自治法第252条の6

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項(協議会の設置)までの例によりこれを行わなければならない。

2. 手続き

合併協議会で報告

2町議会における廃止議案の提案

2町における告示

知事への届出

協議会廃止